

消防救第64号  
平成25年5月9日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
(公印省略)

## 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方について

救急隊員の教育訓練等については、円滑な救急業務を遂行する上で極めて重要であり、これまでも「救急業務実施基準」（昭和39年3月3日付け 自消甲教発第6号 消防庁長官）、「救急隊員の教育訓練の充実、強化について」（昭和60年4月8日付け 消防救第32号 救急救助課長）及び「救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について」（平成元年5月18日付け 消防救第53号 消防庁次長）等により種々ご尽力いただいているところです。

一方で、近年の救急需要は引き続き増加傾向にあり、また医療の日進月歩に伴って、救急隊員に必要な知識や技術などが高度化してきていることから、これらに対応するため、救急隊員の資質を一段と向上させ、十分な知識や熟練した技術を有する救急隊員の養成を図ることが重要な課題となっています。

このため、消防庁では、「平成24年度救急業務のあり方に関する検討会」において、救急救命士以外の救急隊員の生涯教育の必要性や内容等を検討し、教育の管理方法やカリキュラム等、具体的な内容を報告書に取りまとめました。

本内容については、必要最小限の教育内容を参考に示したものであり、各消防本部で現在奏功している教育方法等がある場合には、上記単位制を導入しないことや、単位数の変更・増加等について妨げるものではなく、現在の取り組みを十分に反映しつつ、地域の実情等を考慮するとともに、下記事項に留意し、救急隊員の生涯教育について、今後とも積極的に取り組まれますようお願いいたします。

また、貴都道府県下消防本部（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対して本通知を周知されるとともに、ご指導のほどよろしく申し上げます。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 救急隊員の教育管理について

#### (1) 救急隊員に必要な教育内容

救急隊員に必要な教育については、下記ア、イの項目を組み合わせて、年間の研修教育項目を明らかにした「救急隊員教育管理表」（以下、「管理表」という。）を別紙1を

参考に策定し、実施することが望ましい。

ア 年度内において必ず実施することが望ましい教育項目

区分	内容	備考
知識	・効果測定	「救急科」内容 ※学科研修
観察等	・状況観察・初期評価・血圧・血中酸素飽和度・心電図	「救急隊員が行う応急処置等の基準（昭和53年7月1日消防庁告示）」 抜粋・参考  ※実技研修
応急処置	口腔内清拭・吸引・咽頭異物除去、用手気道確保、経鼻エアウェイ、経口エアウェイ、BVMによる人工呼吸・胸骨圧迫、除細動、酸素吸入、止血、被覆・固定、体位、喉頭展開・異物除去、自動式心マッサージ器・ショックパンツ	
特定行為準備	・器具気道確保（LM等）の資器材準備 ・気管挿管の資器材準備 ・静脈路確保・薬剤投与の資器材準備	※実技研修
小隊訓練	・内因性想定訓練 ・外因性想定訓練 ・他隊連携訓練（多数傷病者・火災・救助等） ・その他（各消防本部で必要と認める訓練）	※図上・実技研修

イ 年度内において選択して実施することが望ましい教育項目

区分	内容	備考
所属研修	・各種プロトコル研修 ・感染防止研修 ・安全管理・危機管理研修 ・接遇・倫理研修 ・救急関係法規研修 ・救急活動事例・症例研究会等 ・メディカルコントロール体制研修 ・災害時における医療機関との相互連携研修 ・傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準研修 ・その他（各消防本部で必要と認める研修）	※集合研修

(2) 年間に必要となる教育時間等

救急隊員の教育訓練を把握する方法として、下記ア～エを参考に「単位制」を導入し、1試験（手技）＝1回（単位）を基本としてカウントすることが望ましい。

ただし、評価者は、訓練等の実施者が正しく理解した上で修了とすることに留意すること。

ア 「知識」、「実技」、「想定訓練」の単位

必須として位置付ける「知識」の区分で行う効果測定については1試験＝6単位とすること。また、実技を中心とした基本手技訓練については1手技＝1単位とし、「想定訓練」については1想定訓練＝5単位とすること。

イ その他必要な教育項目（所属研修・業務外で行う研修等）

選択項目として位置付ける「所属研修」については2時間未満＝5単位（2時間以

上なら 10 単位) とすること。

ウ 必要な単位数について

管理表上位置付けられた必須項目の研修・訓練は合計で 50 単位、また、選択項目として位置付けられる所属研修については、2 時間研修×年間 3 回程度の開催で合計 30 単位を最低限の目安として選択して実施し、合わせて 80 単位を必要な単位数として年間計画を策定すること。

エ 研修訓練の所属裁量

上記の必須項目以外に所属において必要と認める応急処置等の訓練について、その実施を妨げるものではなく、また、選択項目とされている所属研修について、年度においてどの研修を行うのか (30 単位をどのように使うのか) については各所属の実情や優先度に応じて決定するものであり、いずれにおいても、所属において年間計画で実施する項目を明らかにしておくこと。

2 具体的な教育カリキュラムの策定について

「実技」項目については、それぞれ具体的な教育内容を示すと共に、コメント欄を設け、本人の自己評価及び評価者による評価が受けられるようにした「チェックリスト」を別紙 2 を参考に策定することが望ましい。

なお、別紙 2 のチェックリストについては、各手技において留意すべき基本的な内容を示しており、各消防本部においてはチェックリスト内の各評価項目について、地域の実情によって適宜追加し、訓練者の実力や経験等を鑑み、詳細な区分化や応用技術などオーダーメイド型で実施することが望ましい。

**【担 当】**

消防庁救急企画室

定岡補佐・石田係長・渡部事務官

TEL 03-5253-7529

所属救急隊

階 級

氏 名

大区分	中区分	小区分	内 容	取得 単位	実施日	備考
I 年度内において、必ず実施するもの	救急隊員個人教育 チェックリスト	知識	救急科効果測定(学科)の実施	6		小計 6
		観察等	1 状況評価・初期評価	1		
			2 血圧	1		
			3 血中酸素飽和度	1		
			4 心電図	1		小計 4
		応急処置	5 口腔内清拭・吸引・咽頭異物除去	1		
			6 用手気道確保	1		
			7 経鼻エアウェイ	1		
			8 経口エアウェイ	1		
			9 BVMによる人工呼吸・胸骨圧迫	1		
			10 除細動	1		
			11 酸素吸入	1		
			12 止血	1		
			13 被覆・固定	1		
			14 体位	1		
			15 喉頭展開・異物除去	1		
			16 自動心マッサージ器・ショックパンツ	1		小計 12
		特定行為 準備	17 器具気道確保の資器材準備	1		
			18 気管挿管の資器材準備	1		
	19 静脈路確保補助・薬剤投与の資器材準備		1		小計 3	
	含む(小隊救命士を 救急救命士を)	想定訓練	内因性想定訓練	5		
			外因性想定訓練	5		
			他隊連携訓練(多数傷病者事故・火災・救助等)	5		
			その他消防本部で必要と認める訓練①( )	5		
			その他消防本部で必要と認める訓練②( )	5		小計 25
II 年度内において、実施すること	救急救命士を含む、救急隊員全般の所属教育	所属研修	各消防本部は、救急隊員が下記に掲げる研修項目から30単位以上を取得できるよう計画すること。			
			各種プロトコル研修			
			感染防止研修			
			安全管理・危機管理研修			
			接遇・倫理研修			
			救急関係法規研修			
			救急活動事例・症例研究会等			
			メディカルコントロール体制研修			
			災害時における医療機関との相互連携研修			
			傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準研修			
			その他消防本部で必要と認める研修( )			小計 30
【大項目II 取得単位数に考え方】 研修の実施時間が ① 2時間未満の場合…5単位 ② 2時間以上の場合…10単位						



## 1 状況評価・初期評価

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
状況評価	周囲の安全確認 point:口腔内確認		
	point:外傷の場合、二次災害の防止など		
	傷病者数や傷病者の状態を確認したか point:換気抵抗の有無や理解について		
	point:外傷の場合、受傷機転の確認など		
	point: 傷病者の外見を確認したか point:体位、顔色、表情、嘔吐、失禁、大出血、四肢変形など		
意識	傷病者への呼びかけに際し、段階的に呼びかけているか point:はじめは普通に、徐々に大きく		
	呼びかけ反応がない場合、愛護的な痛み刺激の確認を行ったか		
	概ねの意識レベルを評価できたか point:JCS・GCSの分類を言えるか		
気道の開通	気道の開通を評価できるか point:発語有無等で評価できるか		
呼吸	(仰臥位の傷病者に対し)見て、聞いて、感じてなど、五感を使った観察をしているか point:努力性呼吸、死線期呼吸及び異常な呼吸様式などの理解		
	呼吸を評価できるか point:回数、性状(浅い、深い)などの理解		
	呼吸数の正常値を正しく理解しているか point:成人、乳幼児、新生児の区分		
脈拍	橈骨動脈、総頸動脈、大腿動脈の位置を正しく触知できるか point:部位の理解と各々の部位で触知した場合の概ねの血圧値把握		
	脈拍を評価できるか point:回数、性状(速い、遅い)、不整、緊張度などの理解		
	脈拍数の正常値を正しく理解しているか point:成人、乳幼児、新生児の区分		
皮膚	皮膚の色、湿り、冷汗などを評価したか		
初期評価結果	ショック症状を呈しているかなど、緊急度・重傷度を判断したか point:総合的な評価に基づき、判断できているか		

所感・自己学習等記載欄

## 2 血圧

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
血圧	血圧の正常値を理解しているか		
	普段の血圧を聴取したか		
	上腕を心臓と同じ高さになっているか		
	橈骨動脈、上腕動脈を触知したか		
	マンシエットの装着は的確か(マンシエットと上腕の間に指が1・2本入るか) <i>point:マンシエットの巻きが緩いとどうなるか、きついとどうなるか、など 上腕シャントの確認(事前聴取含む)を確認したか</i>		
	橈骨動脈を触知しながら、加圧したか <i>point:拍動が触れなくなってから、更に30mmHg程度加圧する</i>		
	聴診器のヘッドを上腕動脈に当てながらゆっくりと減圧し、収縮期血圧と拡張期血圧を測定できたか		
測定値は、正しい値であったか <i>point:触診法や下肢での測定も行うこと</i>			

所感・自己学習等記載欄

### 3 血中酸素飽和度

月 日実施

区分	内容	シ	評価者コメント
血中酸素飽和度	指先に正しくプローブを装着したか <i>point: マルチプローブやディスプレイポロブの取扱い、固定の必要性など</i>		
	誤測定を来す状況や疾患を理解しているか <i>point: 冷汗、ショック症状、CO中毒、マニキュア、体動など 正常範囲や酸素投与適応となる値について</i>		

所感・自己学習等記載欄

# 4 心電図

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
心電図	波形のPQRSTの意味を理解しているか		
	最小限の露出に努めているか		
	電極装着部位の付近貴金属や発汗・汚れ等を確認し対応したか		
	電極を正しい位置に装着したか		
	<i>point:電極剥がれ、コードはずれ、アーチファクトなど</i>		
	誘導・感度の調整ができ、印刷を行えるか		
	危険な不整脈を理解しているか <i>point:心室細動、無脈性心室頻拍、各房室ブロック、RonTなど</i>		

所感・自己学習等記載欄

## 5 □腔内清拭・吸引・咽頭異物除去

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
□腔内清拭	□腔内を観察したか <i>point: □腔内確認・総義歯(入歯)の有無</i>		
	傷病者の顔面を横に向けているか <i>point: 換気抵抗の有無や理解について</i>		
	指にガーゼ等を巻き付け、異物を押し込まないように除去しているか <i>point: 不穏状態等の傷病者の場合、咬まれることの危険性に留意</i>		
	気道の再評価を行ったか		
吸引	指交差法などで愛護的に開口しているか		
	カテーテルの根元を閉塞させ、吸引と止めたのち、□腔内に挿入しているか <i>point: カテーテル等による、□腔内粘膜損傷の危険性に留意</i>		
	吸引中、カテーテルを回転させながら吸引しているか		
	気道の再評価を行ったか		
咽頭異物除去	背部叩打法・ハイムリック法を正しく行えるか <i>point: 乳幼児に対する異物除去も行うこと</i>		

所感・自己学習等記載欄

## 6 用手気道確保

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
頭部後屈 あご先挙上法	正確に気道確保が行えたか <i>point:口腔内確認、禁忌を理解しているか</i>		
下顎挙上法	下顎挙上法の利点・適応を理解しているか <i>point:頸椎損傷が否定できない場合など</i>		
	下顎引き上げ後、開口しているか		
	下顎挙上後、気道の再評価を行ったか		

所感・自己学習等記載欄

# 7 経鼻エアウェイ

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
経鼻エアウェイ	適応・禁忌を理解しているか <i>point:適応→CPA、頸椎損傷(疑い)、用手気道確保困難、舌根沈下、下顎骨骨折 禁忌→頭蓋底骨折(疑い)、鼻出血、脳圧亢進禁忌疾患</i>		
	サイジングは適切か <i>point:太さまたは、鼻尖部から下顎角の長さ+約2.5cm</i>		
	鼻尖部を上げ、適切に挿入したか <i>point:カット面により、右鼻腔を優先</i>		
	経鼻エアウェイに耳・頬などを近づけ、気道の開通を確認したか		
	適切な位置で固定を行ったか		

所感・自己学習等記載欄

# 8 経口エアウェイ

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
経口エアウェイ	適応・禁忌を理解しているか <i>point:適応→CPA、頸椎損傷(疑い)、用手気道確保困難、舌根沈下 禁忌→咳嗽反射有り、下顎骨骨折、上気道疾患など</i>		
	サイジングは適切か <i>point:門歯から下顎角までの長さ</i>		
	挿入後、下顎挙上を行っているか <i>point:エアウェイで舌根を押し込んでいる場合があり、安定させるため</i>		
	気道の開通を確認したか		

所感・自己学習等記載欄

## 9 BVMによる人工呼吸・胸骨圧迫

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
BVMによる人工呼吸	下顎挙上法により気道確保を行ったか <i>point:口腔内確認を行ったか</i>		
	マスクは、EC法により保持されているか		
	マスクフィットはリークがなく適切か <i>point:換気抵抗の有無や理解について</i>		
	送気時間・送気量は適切か <i>point:約1秒かけて、胸郭の挙上が認められる程度の送気量</i>		
	胸部挙上を確認しているか		
	胸骨圧迫	胸の真ん中を圧迫しているか	
	圧迫点(手の付け根)は適切か		
	圧迫の深さは少なくとも5cm以上か		
	テンポは少なくとも100回以上か		
	圧迫と圧迫解除は1:1であるか <i>point:適切な圧迫解除がなされているか</i>		
	肘の屈曲などがなく、適切な姿勢で圧迫しているか		

所感・自己学習等記載欄

# 10 除細動

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
除細動	除細動の適応を理解しているか  <i>point:対象年齢や成人・小児等の区分を理解し、正しいサイズのパッドを選択しているか</i>		
	パッド装着前に、貴金属・体毛・発汗など障害となるものを確認し、対応したか		
	パッドを適切な部位に装着したか		
	CPR中の場合、適切なタイミングで解析したか		
	傷病者に誰も触れていないこと、酸素等の資器材も触れていないことを確認し放電したか (機器の種類により、波形の確認を行うこと)		
	CPR中の場合、電気ショック後、直ちに胸骨圧迫することを理解しているか		

所感・自己学習等記載欄

# 11 酸素吸入

月 日実施

区分	内容	シ	評価者コメント
酸素吸入	酸素吸入の適応と車載の各種マスク等について、特性・用途・使用方法等を理解しているか <i>point:それぞれの吸入酸素濃度など</i>		
	酸素バルブ・レギュレーターをゆっくりと開放したか		
	マスク等から酸素が放出されていることを確認したか <i>point:リザーバー付きフェイスマスクの場合、リザーバーの膨らみを確認など</i>		
	マスク等と顔面の密着等は適切か		

所感・自己学習等記載欄

# 12 止血

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
直接圧迫止血法	適切な感染防止対策が取られているか		
	出血部位を確認し、出血程度・性状を観察したか <i>point:活動性、色調など</i>		
	出血部位を完全に覆うように、ガーゼ・三角巾などを当てているか		
間接圧迫止血法 (止血点止血法)	適切な感染防止対策が取られているか		
	出血部位を確認し、出血程度・性状を観察したか <i>point:活動性、色調など</i>		
	正しい止血点を選択しているか <i>point:浅側頭動脈、上腕動脈、橈骨動脈、大腿動脈など</i>		
	出血部位の中枢側を強く圧迫したか <i>point:緊縛止血法についても理解しているか</i>		

所感・自己学習等記載欄

# 13 被覆・固定

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
被覆	前額部・頭頂部の被覆は行えるか		
	上下肢の被覆は行えるか		
骨折固定	副子を用いて、上下肢の骨折部を固定できるか		
	三角巾を用いた、提肘(ていちゅう)固定を行えるか		

所感・自己学習等記載欄

# 14 体位・保温

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
体位	座位の適応を理解しているか <i>point:メインストレッチャーを操作し、体位管理できるか</i>		
	半座位(ファウラー位)の適応を理解しているか <i>point:メインストレッチャーを操作し、体位管理できるか</i>		
	回復体位の適応を理解しているか <i>point:メインストレッチャーを操作し、体位管理できるか</i>		
保温	仰臥位、側臥位など様々な体位において、毛布等による保温を行えるか		

所感・自己学習等記載欄

# 15 喉頭展開・異物除去

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
喉頭展開	体格に応じたブレードを選択したか		
	ハンドルにブレードを取付け、ライト点灯を確認したか		
	傷病者にスニフイングポジションを取らせたか		
	指交差法などで開口したか		
	ブレードの先端を喉頭蓋谷に進めたか		
	過度な力を入れず、適切に展開したか <i>point:前歯にブレードが当たるなど、危険行為があった場合は即中止</i>		
	口腔内の視野は確保されているか		
異物除去	喉頭展開後、異物を確認したか		
	異物から目をそらさずに、マギル鉗子を受け取ったか <i>point:異物から目をそらした場合、即中止</i>		
	マギル鉗子の持ち方は適切か		
	異物から目をそらさずに、除去できたか <i>point:異物から目をそらした場合、即中止</i>		
	異物除去後、気道の再評価を行ったか <i>point:他の異物の残存や声門部の確認について</i>		

所感・自己学習等記載欄

# 16 自動心マッサージ器・ショックパンツ

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
自動 心マッサージ器	セッティングから作動まで、的確に行ったか		
ショックパンツ	適応・禁忌を理解しているか		
	セッティングから加圧完了まで、的確に行ったか		

所感・自己学習等記載欄

# 17 器具気道確保(食道閉鎖式・ラリゲアルマスク)準備

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
食道閉鎖式 エアウェイ	適応・禁忌・プロトコルを理解しているか <i>point:チューブにサイズがある場合、適応身長等を理解しているか</i>		
	必要資器材を理解し、準備ができているか <i>point:各資器材の名称や用途を理解しているか</i>		
ラリゲアル マスク	適応・禁忌・プロトコルを理解しているか <i>point:各サイズの適応体重等を理解しているか</i>		
	必要資器材を理解し、準備ができているか <i>point:各資器材の名称や用途を理解しているか</i>		

所感・自己学習等記載欄

# 18 気管挿管準備

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
気管挿管	適応・禁忌・プロトコルを理解しているか		
	必要資器材を理解し、準備ができているか <i>point:各資器材の名称や用途を理解しているか</i>		

所感・自己学習等記 point:

# 19 静脈路確保補助・薬剤投与準備

月 日実施

区分	内容	し	評価者コメント
静脈路確保	適応・プロトコルを理解しているか		
	必要資器材を理解し、準備ができているか <i>point:各資器材の名称や用途を理解しているか</i>		
薬剤投与	適応・プロトコルを理解しているか <i>point:各資器材の名称や用途を理解しているか</i>		

所感・自己学習等記載欄

消防救第42号  
平成25年5月9日

各都道府県知事 殿

消防庁次長



## 口頭指導に関する実施基準の一部改正等について

消防機関が行う口頭指導については、「口頭指導に関する実施基準の制定及び救急業務実施基準の一部改正について」（平成11年7月6日付け消防救第176号消防庁次長通知）により、各消防本部において、地域の実情に応じた口頭指導に関する実施要綱等を作成のうえ、実施されているところです。

消防庁では、「平成24年度救急業務のあり方に関する検討会」及び「平成24年度緊急度判定体系実証検証事業」において、「JRC 蘇生ガイドライン2010」で示された内容を基に検討を行い、それぞれ報告書を作成しました。

については、各報告書を踏まえ、別紙のとおり口頭指導に関する実施基準を一部改正しましたので、貴都道府県下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）にこの旨周知するとともに、各消防本部及び地域メディカルコントロール協議会において、下記事項に留意の上、地域の実情に応じた口頭指導の実施体制の充実が図られますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 口頭指導の指導項目のうち心肺蘇生法のプロトコルについては、成人、小児、乳幼児に区分することを要しないとしたこと。
- 2 通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとしたこと。
- 3 口頭指導員が119番の通報内容から心停止を的確に識別し、又はCPR指導の実効性及び迅速性を高めるためには、救急に係る医学的な知識の習得が不可欠であることから、指令業務に携わる職員の資格、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で到達目標を満たすよう、資格に応じた講習時間や講習内容等を設定することが望ましいとしたこと。
- 4 口頭指導を行った場合、指導項目等を記録しておくこととしているが、一層の救命率の向上を図ることを目的に、通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカルコントロール協議会において事後検証を行う体制を検討するとともに、口頭指

導、コールトリアージ及び指令員に対する救急に係る指令員教育に関して、地域メディカルコントロール協議会がサポートしていく体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーCPRの実施率向上に努めることとしたこと。

## 口頭指導に関する実施基準

〔平成 11 年 7 月 6 日 消防救第 176 号〕  
〔都道府県知事あて 消防庁次長〕

〔改正経過〕

平成 25 年 5 月 9 日 消防救第 42 号

## 1 目的

この実施基準は、消防機関が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

## 2 定義

この実施基準において、口頭指導、口頭指導員及び応急手当実施者の定義は次のとおりとする。

口頭指導 救急要請受信時に、消防機関が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

口頭指導員 119番通報を受ける等の指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす消防職員。

応急手当実施者 口頭指導員により口頭指導を受け傷病者に対し応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）。

## 3 口頭指導の指導項目

消防機関が口頭指導を行う際の指導項目は次のとおりとし、各消防機関で定めたプロトコルに基づき実施すること。ただし、消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当

## 4 口頭指導の実施要領

### (1) 口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

また、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により対応できない場合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は中止する。

### (2) 各口頭指導に繋げるための導入要領

通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとする。

### (3) 口頭指導員の要件

口頭指導員は、次のいずれに該当する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月 30 日付け消防救第 41 号)に基づく応急手当指導員

また、口頭指導員が 119 番の通報内容から心停止を的確に識別し、又は CPR 指導の実効性及び迅速性を高めるためには、救急に係る医学的な知識の習得が不可欠であることから、指令業務に携わる職員の資格(救急救命士資格、救急隊員資格)、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で資格に応じた講習時間や講習内容等を設定することが望ましい。

#### (4) 口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

ただし、口頭指導員のうち、上記(3)の ア又はイの要件を満たす者は、症状の改善が期待できると判断した場合は、各項目のプロトコルの項目以外の中毒等の処置についても口頭指導を実施できるものとする。

#### (5) その他

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコルに従って、速やかに指導を行うものとする。

イ 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。

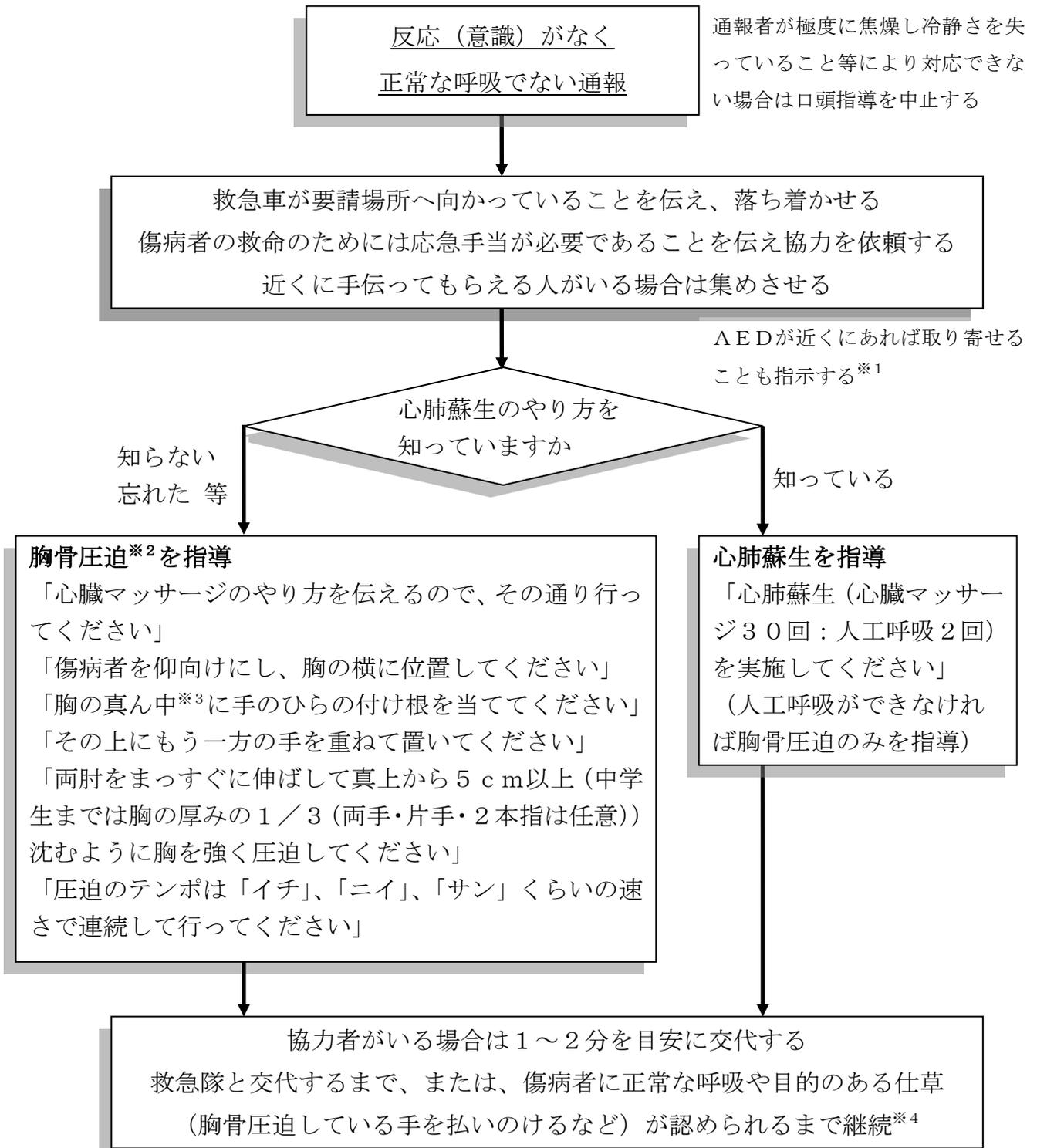
ウ 口頭指導を実施した場合、出場中の救急隊に対してその内容について適切な方法により伝達するものとする。

#### 5 口頭指導に係わる記録等

口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。

また、一層の救命率の向上を図ることを目的に、通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカルコントロール協議会において事後検証を行う体制を検討するとともに、口頭指導、コールトリアージ(通報内容から緊急度及び重症度を判断し、出動隊の選別、事前の医療機関選定等を行うこと。)及び指令員に対する救急に係る指令員教育に関して、地域メディカルコントロール協議会がサポートしていく体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーCPRの実施率向上に努めること。

心肺蘇生法（全年齢対象）

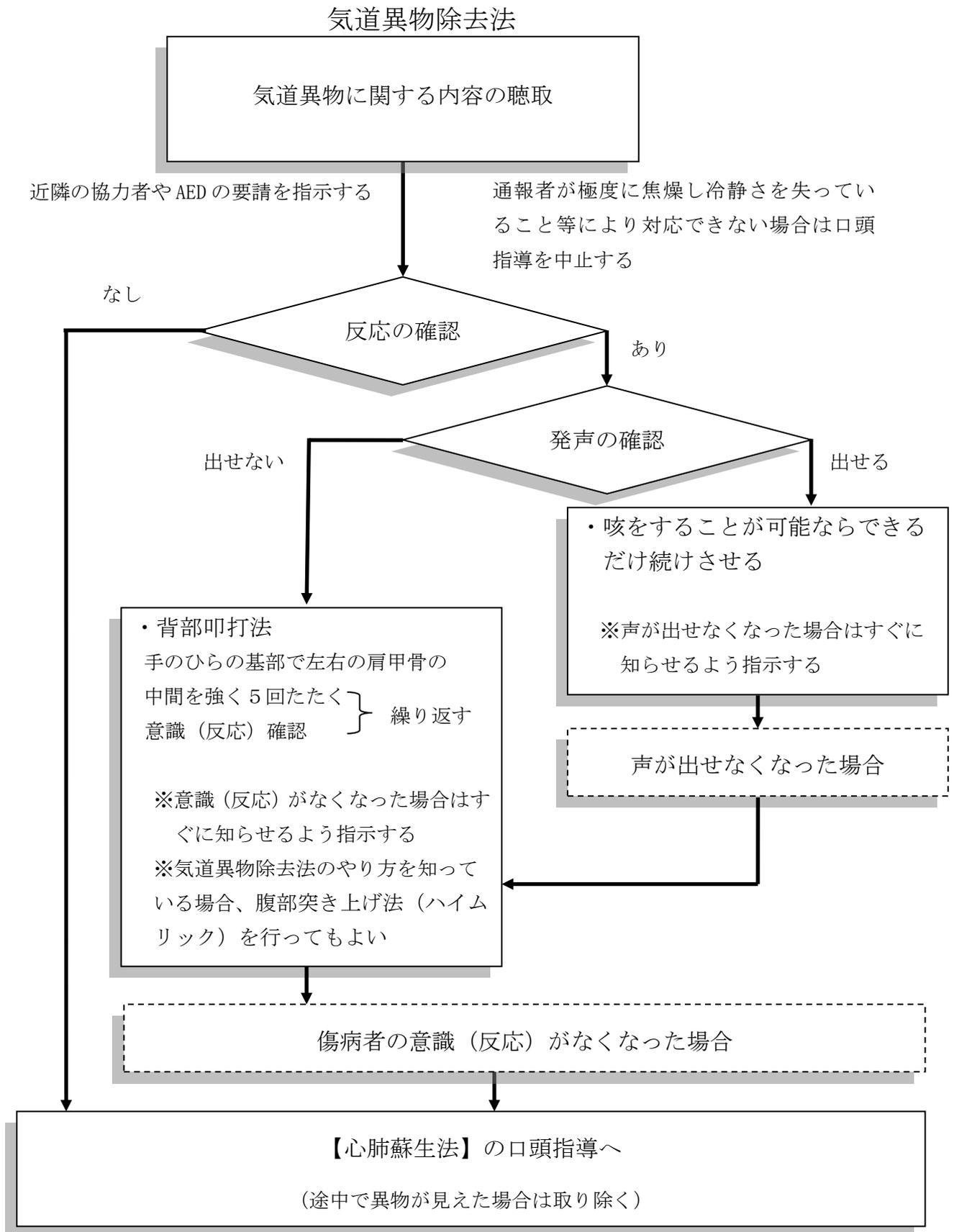


※1 AEDが現場に届けば直ちに使用させる

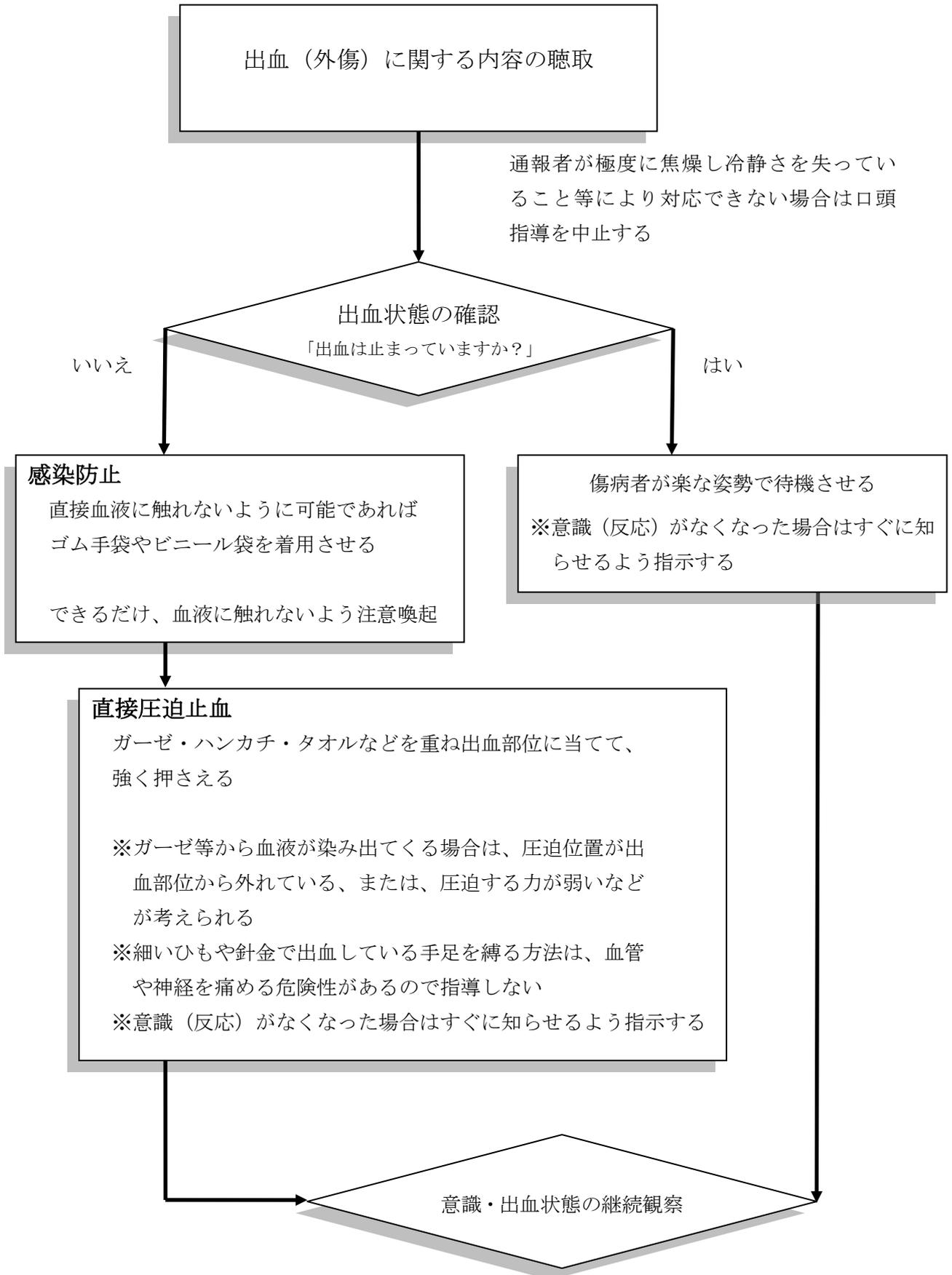
※2 心肺蘇生の「胸骨圧迫」という文言が普及しきれていないため、「心臓マッサージ」を用いてもよい

※3 胸骨圧迫部位の指導で「胸の真ん中」で部位が伝わらない場合、「乳頭を結ぶ線の真ん中」、「胸骨の下半分」などを用いてもよい

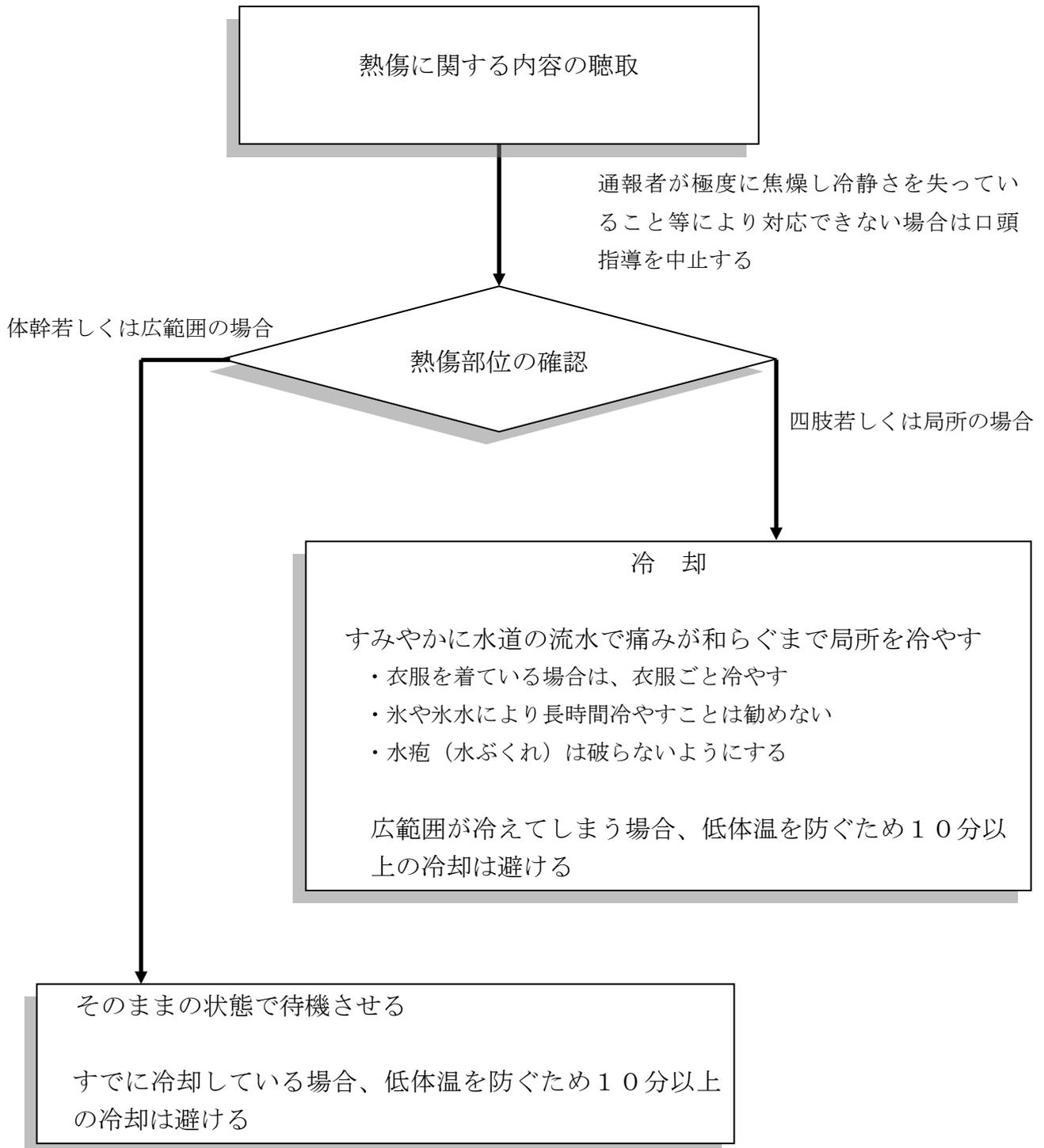
※4 効果がみえなくても継続するよう指導する



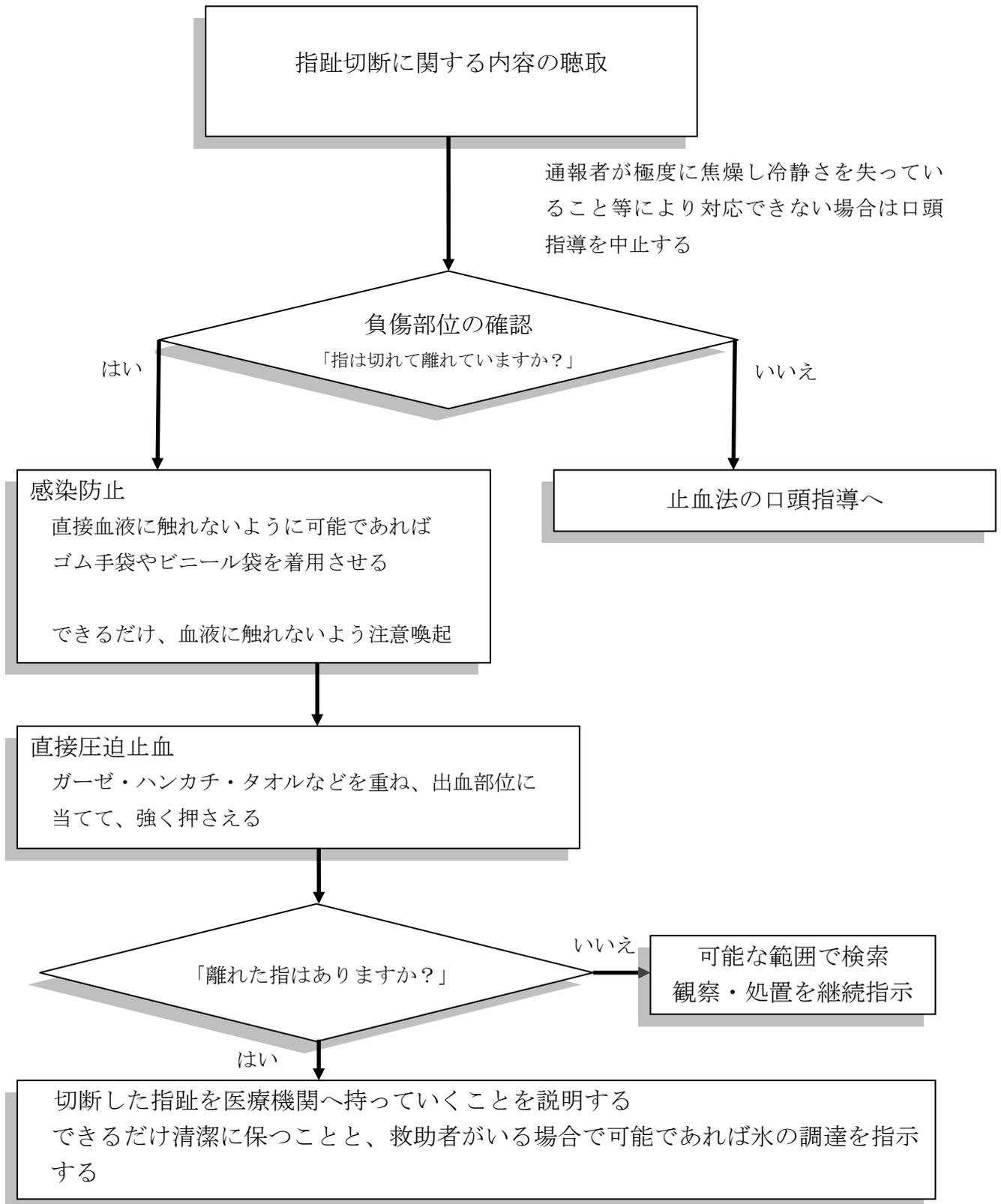
### 止血法



### 熱傷手当



指趾切断手当



119番通報からの導入要領（心停止等の識別）

参考2

質問の目的	質問番号	質問内容	応答選択肢	プロトコル（移動先）	留意事項
導入	1	火事ですか、救急ですか？			
			a 救急	(→質問2)	
			b 火事、その他	(→対象外)	
出動先確認	2	(救急車が出動する先の住所の確認)		(→質問3)	
概況の把握	3	どなたが、どうしましたか？			通報者自らが提供する傷病者情報の表現に傾聴
			a <キーワード> 呼吸なし・脈なし・水没・首をつっている	出動指令＋心肺蘇生法の口頭指導	PA連携や医師要請等も考慮
			b (キーワードなしで) 目の前で人が倒れた(目撃) 人が倒れている けいれんしている 具合が悪そう 様子がおかしい	(→質問4)	成人が通報者の目の前で突然倒れた場合は特に心停止の可能性が高い 「けいれんしている」→けいれんが治まった後、呼吸の確認を指示する けいれん(てんかん)の既往の有無も可能であれば確認する 具合が悪そう、様子がおかしいなど不明確・不定愁訴な通報内容には心停止が潜んでいるので、可能な限り、より積極的に意識(反応)と呼吸の状態を確認させる
			c (キーワードなしで) 喉にものをつめた(窒息)	出動指令＋気道異物除去の口頭指導	
			d (キーワードなしで) 反応(意識)があることが明らか な通報	(→質問6)	
反応の確認	4	大きな声で呼びかけて反応はありますか？			
			a はい	(→質問6)	
			b 反応がない	(→質問5)	
			c 不明	(→質問5)	通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
呼吸の確認	5	胸や腹部が上下する普段通りの(正常な)呼吸ですか？			普段通りの正常な呼吸でないと疑われる表現には要注意
			a はい	(→質問6)	
			b 正常な呼吸でない	出動指令＋心肺蘇生法の口頭指導	
			c 不明	(→質問6)	通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
年齢性別の確認	6	(ここまで不明な場合) 年齢はいくつぐらいですか 傷病者は男性ですか、女性ですか？		(→質問7)	
詳細な概況の確認	7	救急車はすでに出動していますので、詳しい概況を教えてください		出動指令＋聴取内容に応じた口頭指導	救急隊への情報伝達

※各質問項目から総合的に判断し、心停止を識別すること。  
 ※質問に対し確実な応答でなければ、繰り返し確認させることも考慮する。

## 通信指令員に対する救急に関する講習項目

分類	具体的項目	到達目標（具体的内容）
救急指令管制実務教育	救急業務における指令員の役割	通報から救急隊の到着までの対応の重要性 「救命の連鎖」
	救急業務の現状	救急搬送件数の推移と将来推計、ウツタイン統計
	救急現場活動	指令から医療機関到着までの救急現場活動 救急救命士が行う処置の範囲（特定行為） 救急隊員が行う処置の範囲
	メディカルコントロール体制	オンラインMCとオフラインMC
	救急医療体制	救命救急センター、その他の救急医療機関 改正消防法（搬送と受入れの実施基準）に係る地域での運用状況
	緊急度・重症度識別	ドクターカー、ドクターヘリの要請、PA連携の早期要請ための識別
	救急隊への情報伝達	救急隊への適切な情報伝達要領
	口頭指導要領	模擬トレーニング（実例を基にしたシミュレーション訓練） 慌てている通報者への対応要領を含む
	救急車同乗実習	（任意）
医学基礎教育	解剖・生理	生命維持のメカニズム
	心停止に至る病態 （心停止に移行しやすい病態）	心筋梗塞、脳血管障害、呼吸器疾患、高エネルギー外傷、アレルギー、窒息 （死戦期呼吸、心停止直後のけいれん）
	心肺蘇生法	胸骨圧迫の重要性、人工呼吸の意義 など
	AED	電気ショック適応・不適応の心電図（心室細動／無脈性心室頻拍とその他） AEDの性能、電気ショック後の対応要領含む
	その他の口頭指導対象病態	気道異物、出血、熱傷、指趾切断 など

※講習時間については、指令業務に携わる職員の資格（救急救命士資格、救急隊員資格等）、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で到達目標を満たすよう設定すること。

【参 考】

【救急業務実施基準】（昭和 39 年自消甲教発第 6 号）（抄）

（救急自動車に備える資器材）

第十三条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を備えるものとする。

一 応急処置等に必要な資器材で別表第一に掲げるもの

二 通信、救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるもの

2 消防長は、救急自動車には、前項に定めるもののほか、別表第三に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。

（別表第一）

観察用資器材

体温計

検眼ライト

呼吸・循環管理用資器材

自動式人工呼吸器一式

手動式人工呼吸器一式

心肺蘇生用背板

酸素吸入器一式

吸引器一式

創傷等保護用資器材

副子

三角巾

包帯

ガーゼ

ばんそうこう

止血帯

タオル

保温・搬送用資器材

担架

まくら

敷物

保温用毛布

雨おおい

消毒用資器材

噴霧消毒器

その他の消毒器

各種消毒薬

その他の資器材

氷のう・水まくら

臍帯クリップ

はさみ（一組）

ピンセット（一組）

手袋

マスク

膿盆

汚物入

手洗器

洗眼器

その他必要と認められる資器材

備考

自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器、開口器、舌紺子、舌圧子、エアークウェイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテーテル及び酸素ポンベを含むものとし、手動式人工呼吸器一式及び酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。

(別表第二)

通信用資器材

車載無線機

救出用資器材

救命浮輪

救命綱

万能斧

その他の資器材

保安帽

救急かばん

警笛

懐中電灯

その他必要と認められる資器材

(別表第三)

観察用資器材

血圧計

聴診器

血中酸素飽和度測定器

心電計

呼吸・循環管理用資器材

経鼻エアージェット

喉頭鏡

マギール鉗子

ショックパンツ

自動式心マッサージ器

半自動式除細動器

輸液・薬剤セット一式

ラリングアルマスク・ツーウェイチューブ等

通信用資器材

心電図伝送装置

自動車電話

その他の資器材

在宅療法継続用資器材

その他必要と認められる資器材

備考

自動式心マッサージ器及び心電図伝送装置は、地域の実情に応じて備えるものとする。